

別添

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令案等に対する
意見の募集(パブリックコメント)の集計結果

1. 実施期間

令和元年12月16日(月)～令和2年1月14日(火)

2. 意見者数

FAX	メール	郵送	合計	(参考)延べ意見数
67	276	12	355	1,468

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数	
1. 第一種動物取扱業者の登録拒否事由の追加(法第12条関係)				
(1) 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとするに足りる相当の理由がある者として環境省令で定める者(法第12条第1項第7号の2)				
1	「過去において、繰り返し許可の取消又は営業停止処分を受けている者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律にいわゆる「おそれ条項」が追加されたが、環境省案では、取消し処分若しくは廃業の届出のあった者に関する規定しか案に含めていない。これでは法律に「おそれ条項」が加わったことが生かされない。 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃掃法)等においても同様の「おそれ条項」が存在し、廃掃法では実際に違反が累積した者への許可取消し事例がある。 ・ 廃掃法では環境省は通知「行政処分の指針」にて、「その者の資質及び社会的信用性等の面から、将来、その業務に関して不正又は不誠実な行為をする者が相当程度の蓋然性をもって予想される者をいうこと。具体的には、次のような者については、特段の事情がない限り、これに該当するものと考えられること。」等、主旨を明示して該当事例を列挙しており、行政が裁量をもってあたれるよう、廃掃法の内容に準じるべきである。 	①の回答 ⇒法第12条第1項第3号には、「第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から5年を経過しない者」と規定されており、御意見の内容は法律の規定範囲を超えるものであると考えております。	75
2	「動物取扱の業務に関連して、繰り返し罰金以上の刑に処せられた者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業の取消は自治体が行うことが「できる」だけの規定となっており、登録拒否要件を満たしたからと言って必ずしも行政処分が行われるとは限らないため、繰り返し規定を入れることを要望する。動物取扱業者の一部に、違反や指導の繰り返しでは改善が見られない者がいることは明らかであり、動物取引の適正化を図るために、今後も更生の余地がないと認められる者等については業から排除できるようにするべきである。 	②への回答 ⇒罰金以上の刑に処せられた場合の欠格事由は、法第12条第1項第6号に規定されており、個別具体的に法律が列記された上で、「罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」とされており、御意見の内容は法律の規定範囲を超えるものであると考えております。	70
3	「法及び関連法、若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、行政庁の指導等が累積している者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一種動物取扱業に係る規制に関する違反だけでなく、特定動物・特定外来生物の無許可飼育や希少種の国内違法取引・密輸・密猟等については違反・犯罪を繰り返す者がいる。 	③及び④への回答 ⇒法律に基づく命令等の処分に違反した場合、最終的に罰金刑に処せられる可能性があり、罰金刑に係る欠格事由は、既に規定上担保されていると考えております。御意見の内容は法律の規定範囲を超えるものであると考えております。	65
4	「法及び関連法、若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、本年、動物の密輸の前科10犯、その他の犯罪で前科2犯、計前科12犯の第一種動物取扱業者が、懲役1年の実刑判決を受け、刑に服している最中だが、業の取消は行われておらず、店舗は営業中である。手口を覚えた者も周囲におり、このような事業者が排除されないのであれば示しがつかない。 ・ 特定動物の無許可飼育で本年有罪が確定した移動動物園では、過去にも無許可飼育が繰り返されていた。しかし刑事告発も行われず、指導が累積していただけだった。今後も1回の有罪等で業の取消が行われる保証はないため、「おそれ条項」の範囲を広げ累積を含めることで、より業者に対する圧力をかけるべきである。 	⑤及び⑥への回答 ⇒欠格事由に関し環境省令に委任された内容は、運用上明確に判断できる内容を規定すべきと考えているため、御意見の内容の反映は困難であるとと考えております。	66
5	「暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法の抜け道として妻や子など親族の名義で業登録を行う方法がしばしばとられているが、最低限、暴力団構成員へ利益供与がなされないよう、おそれ条項の範囲を拡大してほしい。国際的にも動物の違法取引はテロ組織等反社会勢力への資金源として認識されている。 	⑤及び⑥への回答 ⇒欠格事由に関し環境省令に委任された内容は、運用上明確に判断できる内容を規定すべきと考えているため、御意見の内容の反映は困難であるとと考えております。	65
6	「その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待し得ないと認められる者」を追加すべき。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物取引の適正化の為、更生の余地がないと認められる者を排除できるようにしたい。 ・ 暴力団構成員へ利益供与がされないようにしたい。 		2

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
7 事由として暴力団への加担、行政による勧告・立入検査を繰返し受けている等の事由を追加すべき	登録拒否期間のみの規定しかないことが不可解。	暴力団の関係は、法第12条第1号第7号に暴力団関係者を欠格事由とする規定が設けられています。また、勧告・立入検査については、法律に基づく勧告・命令等の処分に違反した場合、最終的に罰金刑に処せられる可能性があり、罰金刑に係る欠格事由は、既に規定上担保されていると考えております。御意見の内容は法律の規定範囲を超えるものであると考えております。	1
8 (1)②について、「第3号による届出をした法人の役員であった者」も含めるのが相当である。	法人はその性質上第1号(死亡)による届出をすることはないが、法人が破産手続開始決定により解散した後、その役員であった者が5年以内に別法人の取締役等に就任して新たに動物取扱業の登録申請をすることはありうるため。	法人の破産手続が開始されるのは、破産手続開始の原因となる事実がその法人にあると裁判所が認める時であり、原則的に全ての資産・負債が清算されます。破産手続の場合、経営継続が困難になり一定の要件を満たす場合でしか開始できないことから、事実上不利益処分を免れようとする悪質な意図を以て法人を解散させる者は想定し難いと考えます。また、施行規則で「不正な行為等をするおそれがあると認められる者」が具体的に規定されている「貸金業法(昭和58年法律第32号)」及び「住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)」においては、各法に基づく破産手続開始の決定に係る届出をした法人の役員であった者は、「不正な行為等をするおそれがあると認められる者」からは除外されています。上記の理由と他法令の用例を踏まえ、御指摘については、原案のとおりとさせていただきます。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>9</p> <p>以下の項目を追加。 追加：過去一度でも、第一種動物取扱業の許可の取り消し、営業停止処分を受けた事業者 追加：過去一度でも、第一種動物取扱業の許可の取り消し、営業停止処分を受けた者が所属する事業所の役員、及び代表の親族 追加：外為法、化製場等に関する法律の動物に関連する項目違反による検挙、及び、摘発を、過去一度でも受けた(不起訴を含む)事業者 追加：外為法、化製場等に関する法律の動物に関連する項目違反による検挙、及び、摘発を、過去一度でも受けた(不起訴を含む)者が所属する事業所の役員、及び代表の親族 追加：動物愛護法、種の保存法、鳥獣保護法、特定外来生物法の法令違反による、検挙、及び、摘発を、過去一度でも受けた(不起訴を含む)事業者 追加：動物愛護法、種の保存法、鳥獣保護法、特定外来生物法の法令違反による、検挙、及び、摘発を、過去一度でも受けた(不起訴を含む)者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>上記の法律違反は、自然の生態系や保全を著しく壊す行為であり、犯罪の度合いが大きく、なおかつ犯罪を犯してまで営利目的で動物を悪用しようとする意欲がなければできない行為であることから、動物の個体を慈しみ愛する精神に欠ける人格であることは瞭然。そのような人物に動物を取り扱う業に就かせることは、扱う個体の不幸に繋がる。証拠不十分などにより不起訴になっている業者も含めて、動物の命を大切にできない犯罪を犯したと値する人間を、動物を取扱う業に就かせてはならない。現行では罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者とあるが、刑期を終えたら又以前違反した仕事に就業して良い、という種類の職業ではないことを考慮すべき。また、営業を継続させるため、法律をかいくぐるために書類の手続きで親族を利用する場合が容易に想定される。そのため、事業所の役員、及び代表者の親族も範囲に入れる規定が必要。</p>	<p>「不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の範囲は、他法令の用例を踏まえながら、解釈によって判断が異なる明確な規定であるべきと考えることから、原案のとおりとさせていただきます。また、法第12条第1項に規定する欠格要件の各該当期間は5年となっておりますので、「過去一度でも」という要件を加えることは法律の範囲を超えるものと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>10</p> <p>追加：過去一度でも動物愛護法第44条第1項から第3項の罰則が処された事業者 追加：過去一度でも動物愛護法第44条第1項から第3項の罰則が処された者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>上記の違反は、動物の生命や体に危害を与える行為であり、動物にかかる犯罪のなかでは最も悪質極まりない行為です。そのような動物虐待犯罪を犯した者に、自分で身を守ることができない動物の飼育や占有や管理の職業につけるような法律ではならないはずで、社会通念として、動物虐待を犯した人間がまた動物取扱業に就くなどは有り得ないはずと一般の人間は考えますが、はっきりとした規定がなければ、動物虐待犯罪者本人は懲りずに動物を大切にせずに扱い、営利を得ようと動物取扱業に就こうとします。明確に規定しなくてはなりません。事業者としての登録を拒否するだけでなく、動物取扱業の従業員、その業者の役員等として関与することも徹底的に防いでいただくようお願いいたします。</p>	<p>御指摘の点は、法第12条第1項第6号及び第8号で既に担保されているものと考えております。また、法第12条第1項に規定する欠格要件の各該当期間は5年となっておりますので、「過去一度でも」という要件を加えることは法律の範囲を超えるものと考えております。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>11</p> <p>追加：一度でも動物愛護法 第44条の二の罰則が処された事業者 追加：一度でも動物愛護法 第44条の二の罰則が処された者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>上記の違反は、情報漏洩という重大な犯罪です。登録関係の事務職から動物取扱業に就くことはあまりないことかもしれませんが、悪質な業者と結び付いている可能性は十分にあり得ることから、明確な排除規定が必要です。</p>	<p>10の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>12</p> <p>追加：一度でも動物愛護法 第45条の罰則が処された事業者 追加：一度でも動物愛護法 第45条の罰則が処された者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>特定動物を不正に所持する行為は近隣を危険に晒しており、災害時に甚大な被害を引き起こしかねず、また、災害時に人命に関わる仕事に専念しなければならない警察や自衛隊の方々に多大な労力を使わせてしまう事態になるのは必須であり、とても問題の大きな違反行為です。営利、あるいは自己の享楽を人命より軽視した行為であることから、今後一切の動物の取り扱いを禁じるべきです。事業者としての登録を拒否するだけでなく、従業員等として関与するのも防いで下さい。</p>		<p>1</p>
<p>13</p> <p>追加：一度でも動物愛護法 第46条の罰則が処された事業者 追加：一度でも動物愛護法 第46条の罰則が処された者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>無登録や不正な行為で第1種動物取扱業を営もうとすることは、知らなかったからではなく、意図的な行為です。悪質な犯罪行為を犯せる人格では、自分の身を守れない動物を大切に扱うことは難しく、命を守る業務には就かせるべきではありません。事業者としての登録を拒否するだけでなく、従業員等として関与することも防いで下さい。</p>		<p>1</p>
<p>14</p> <p>追加：一度でも動物愛護法 第46条二、第47条、第47条の二、第48条の罰則が処された事業者 追加：一度でも動物愛護法 第46条二、第47条、第47条の二、第48条の罰則が処された者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>刑罰としては軽い部類ですが、勧告に従わない、報告をしない、飼養施設の検査に立ち入らせない、という行為が改善されないのであれば、法令遵守ができないのに業を続けることはできない処置をするのが当然です。事業者としての登録を拒否するだけでなく、従業員等として関与するのも防いで下さい。</p>		<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>15</p> <p>追加：動物愛護法 第49条、第50条の罰則を3回以上受けた事業者 追加：動物愛護法 第49条、第50条の罰則が3回以上受けた事業者が所属する事業所の役員、及び代表の親族</p>	<p>刑罰ではなく罰則ですが、法第49条の二に該当する、法第21条の五第一項の動物に関する帳簿備え付けの規定を守れない、又、虚偽の記載をするようであれば、悪質な犯罪に加担している可能性が極めて高く、また、一度や二度の間違いという過失ではなく、3度も繰り返すようであれば、管理能力がないため動物の飼養管理は不可能であるか、若しくは犯罪に手を染めている等の理由からの故意である可能性があります。これらの理由を持って、命を守らねばならない業として許容できない違反であることから、3度目であれば、明確に業登録を拒否すべきです。 第50条の違反は、これも繰り返す場合は悪質な犯罪に加担している可能性があります。そもそも繰り返し違反する性質の違反ではないため、何度も違反するようであれば故意であることが否めないため、動物を慈しみ、守る業種には不向きであり、明確に業登録を拒否する処置がとれるように規定する必要があります。事業者としての登録を拒否するだけでなく、従業員等として関与するの防いで下さい。</p>	<p>10の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>16</p> <p>法第12条第8項に規定する環境省令で定める使用人については、現行法施行規則第2条第4項で定める項目(法人にあっては役員の氏名及び住所)と同等な事項の提出(変更の場合の変更届出の義務)を規定すべきである。</p>	<p>行政が使用人を把握できない。</p>	<p>申請等の際に使用人が各欠格要件に該当しないことを示す書類を添付いただくよう、様式に記載したいと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>(2) 環境省令で定める使用人(法第12条第1項第8号及び第9号)</p>			
<p>17</p> <p>下線のとおりに改正すべきである。 ……、第一種動物取扱業に関し法第10条第2項第2号の事業所に勤務する常勤の使用人とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を統括する者とする、店長等しか対象にならないと解釈されてしまい、法に使用人が含まれた趣旨から逸脱する。 ・短期・時短労働や雇用関係があいまいな関係の者からまで排除することは難しいかもしれないが、登録拒否要件を満たす者を動物取扱業から基本的に排除する必要があると考える。 ・登録拒否の連鎖が起きるとのことであるが、登録を取り消された個人事業者本人及び登録を取り消された法人の役員が、ほかの第一種動物取扱業者に雇用されて働くことを認めるべきではないと考える。 ・この業界は非正規の方が多く、正規雇用者とするより常勤勤務者とした方が的確である。 	<p>「使用人」の範囲を「業務を統括する者」を超えて、従業員等までに拡大することは、すなわち、 ○心身の故障によりその業務を適正に行うことができない者として環境省令で定める者(法第12条第1項第1号) ○破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者(法第12条第1項第2号) に該当する者を従業員として雇用する法人又は個人さえも欠格事由に該当させることとなります。一般的に述べれば、御意見の内容を反映すると、上記に該当する者の雇用の機会を当該分野において完全に奪うこととなります。このような規制内容は他法令にも確認できず、法制上慎重であるべきと考えております。</p>	<p>68</p>

意見の概要		主な意見の理由	意見に対する回答	件数
18	「業務を統括する者とする」を「業務に携わった全ての者」とすべき。	犯罪行為の共犯者は、首謀者と同等の扱いが適切だと考えられるため。	17の回答と同じ。	1
19	「統括」についての定義を明確にし又は例示をあげる必要がある。	例えば、業務上の指揮命令関係が存在した場合は指揮命令を行うことができた者、従事する者に対して接することがある者でその従事者に対し人事的な措置を行うことができる者、動物取扱業に関する報告を受けてその内容を承認する立場にある者、動物取扱業に関する法令上の義務の履行に関して個別の指揮を受けることなく自己の裁量で行うことが認められていた者、などとして、実効性を確保する必要があるため。	第一種動物取扱業の事業所の店長等、当該業務の実質的な責任を負う者が該当すると考えております。	1
(その他)				
20	現行に以下を追加すべきである。 第二条 2 (中略) 五 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類	土地の使用許可を得ずに不法に占拠し営業できないようにするため。	御意見を踏まえ、様式の添付書類に加えることとします。	3

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数	
2. 周辺的生活環境が損なわれている事態、虐待を受けるおそれがある事態(法第 25 条関係)				
(1) 周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態(法第 25 条第1項及び第2項)				
21	<p>「飼養、保管又は給餌若しくは給水」を「飼養、保管」とし、「又は給餌若しくは給水」を削除、もしくは(地域猫活動を除く)と入れるべき。</p>	<p>殺処分を避けるため、避妊去勢手術をし一代限りの命とする地域猫がいます。地域猫活動には給餌給水が含まれます。また、その条文を根拠に、掃除などを行っているボランティアさんまでもが地域住民からパワハラを受ける恐れがあります。</p>	<p>省令案は、改正法により法第25条第1項に新たに規定された指導・助言規定の起因事象に「給餌・給水」が盛り込まれたことに伴う修文であるため、削除は困難です。また、当該規定は、「周辺的生活環境が損なわれている事態」が生じているかどうかで指導又は助言を行うか判断するものであり、具体的な活動や行為によって判断するものでないため、個別具体的な活動名称を規定することは、法制上困難です。</p>	158
22	<p>・「周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる」の下線部分を削除すべき。</p> <p>・「周辺住民の日常生活に特に著しい支障を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる」という限定を外すべき。</p> <p>・「周辺住民の日常生活に著しい支障」や「とくに著しい支障」を及ぼさないかぎり、困っている住人が救済されない内容になっている。「著しい」や「とくに著しい」を削除すべき。</p>	<p>・法律に著しいがついていたら、大変なことが起きてからしか文句が言えない。文句を言えばトラブルにもなりかねない。</p> <p>・省令でもう少し厳格に無責任給餌を禁止できる内容にすれば、行政も自信をもって確とした行動に出ることができる。</p> <p>・動物の匂いであれ、騒音であれ、それが継続すると血圧上昇や胃炎、めまい、さらに進むと神経衰弱など、健康に悪影響を与えうるので、周辺的生活環境が「著しく損なわれるまで」迷惑行為をやめない、あるいは自治体が指導に行けないという省令を制定すると、住民は病気になってしまう。あるいは、過去少なからず起きてきたように、自分の身を守るために住民が動物や人を殺してしまったり、逆に迷惑者が苦情者を攻撃・殺害するなどの事件が増えることにもなりかねない。</p> <p>・地域猫活動を保護する側からの要望を受けて変えたと聞かすが、地域猫にしても、「他人の生活に迷惑をかけることを前提に行う」ことが基本であり、人の生活に「著しい支障」をきたすまで行っていないものではない。</p> <p>・地域猫は当初、野良猫の苦情を減らす目的のもとに始まった。「著しい」をつけると結局は猫への苦情が増え、「地域猫」本来の目的が失われる。</p> <p>・25条は指導と助言から始まるので、迷惑問題が発生したとしても、すぐに措置命令が出るわけではない。自治体職員の指導・助言を受けながら工夫・改善してゆけばいいのであり、措置命令・罰金にまで発展することはほとんどないだろうと言われる。その点よくできた法律であるのに、あえて省令に「著しい」をつけると25条の意味自体を損ねることになる。</p> <p>・25条は段階的に措置命令に進んでいくので、最初の指導・助言は間口を広げて「日常生活に支障」だけにしたほうが、自治体が運用しやすい。げんに、都道府県の条例などでも措置命令に「著しい」は入っていない。</p> <p>・地域猫自体、まだ実験段階のものであり、問題も多い(注1)というのに、省令に「著しい支障」を入れると、地域猫活動をする側が「著しい支障になるまで行なってもいい」という認識を持ってしまい、苦情や地域の混乱が増えるのは目に見えている。地域猫の続行自体も危うくなる。</p> <p>・25条に「著しい」はついていない。省令に「著しい」をつけると、法律の整合性が問題になってくる。</p> <p>・この素案のままでは、法律1条の目指すべき「人と動物との共生社会」について、「人間は、動物との共生のために動物による迷惑を甘受するべきである。著しい支障が及ぼされるまで耐えるべきである」という意味の「共生社会」を目指すことを宣言するようなものである。動物愛護団体ならともかくとして、国が省令としてこのような法文を作ることは、異常なことである。国民がこれに気づいたとき、猛烈な批判を浴びることは必至である。</p>	<p>支障の程度については、個別事案によって様々ですが、今般の省令では、従来の要件である複数の苦情の申出等があった場合を維持しつつ、これに加えて、複数の苦情の申出がなくとも、例えば健康被害が生じるなど、特定の個人を救済すべき特別の事情がある場合に行政が対応することが可能であるように規定をしたものです。</p>	3

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
23 周辺住民と都道府県知事の話し合いの場をつくるよう規定する。	「どうしたら問題を解決できるか」という対策と問題意識を地域の周辺住民で共有しないと解決が難しいため。	規定することは困難ですが、地域猫活動のあり方に関する検討等に当たって、参考とさせていただきます。	6
24 飼養者が精神的に不安定な状況、精神疾患のような状況を想定したケースの条項を追加してほしい。	近年の多頭飼育崩壊の問題は深刻である。この条項は、ブリーダーやペットカフェ廃業のようなケースを想定していると思うが、今、多頭飼育崩壊で多いのは一般の飼養者のケースである。無知からくる繁殖制限に対する拒否感から何の対策もしない飼養者、繁殖制限にただ単に違和感を感じて手術をしない飼養者、経済的にできないなどと言っているうちにあつという間に手の施しようがなくなるまで数が増えてしまう飼養者。すべてが精神疾患とは限らないが、悪意(法的な意味で)のあるケースよりこのような何らかの心のケアの必要な飼養者が多いと考えられる。動物愛護と人間の福祉が交差しているのである。地方自治体の福祉と協力し合いながら不適切な飼育を解消するために、そのための条項を増やしてほしい。	具体的に規定することは困難ですが、御指摘の点は、運用の際に参考にまいります。なお、今般の改正法により、法第41条の4において、動物の愛護及び管理に業務を担当する部局と福祉に関する業務を担当する部局の連携強化についての規定が盛り込まれています。	1
25 「著しい支障」「特に著しい支障」「特別の事情」という表現について具体的に定めるべきである。	「著しい」「特に著しい」「特別」というのは個々で捉え方に差があるため、指導を適切に行うためには具体例を示してほしい。	当該規定を踏まえ、個々の事案に応じて対応いただくべきものと考えておりますので、一律にその内容を定めることは考えておりません。	1
26 法の条文に従い給餌、給水を規定することは妥当であり、それに反対するような意見は法制上不適当であるから退けられるべきである。また、当該条文を規定した意義が損なわれないように、「給餌給水に伴う」について公開されている判例(平成15年神戸地裁、平成22年東京地裁、平成27年福岡地裁)の事実認定等も踏まえて扱われるべきであり、その旨通知等で明らかにすべきである。	裁判例とも整合性をとるため、「給餌をすることによって野良猫が集まり、居つかせることによっても、糞尿の被害を生じる。(給餌した餌が糞になることのみならず、猫が集まることによる糞尿被害も給餌によるものである)」「特定の者の他にも給餌をしている者がいたとしても、特定の者が給餌していることと糞尿の被害との因果関係を否定することにはならない。(他に給餌している者が存在しないことの証明というものは不可能であり、著しく当該規定の意義を損なうため、他者の給餌の有無は「給餌に伴う」の要件とはしない)」ことに留意する必要がある。	御意見のとおり、法律の条文に伴い省令措置が必要であると考えています。	1
27 素案にある「周辺住民の日常生活に特に著しい影響を及ぼしているものとして特別の事情があると認められる事態」をあえて追加する意味はないと考える。逆に、「特に」著しい影響を及ぼしていると単独の住民から苦情申し出がある事案について、適用の可否を検討しなければならなくなり、不必要に自治体の負担が大きくなる。	周辺住民の生活に「特に」著しい影響を及ぼしているのに、複数の周辺住民から苦情の申し出がないケースは想定しがたいため。	22の回答と同じ。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
28 法第25条第6項の準用規定による法第24条第2項の身分を示す証明書について、第一種動物取扱業や特定動物と同様に施行規則で立入検査の身分証明書の様式を規定すべきである。	改正法の規定のみでは都道府県職員であれば誰でも人の住居に立入及び検査ができる規定となっており、憲法で認める「住居の不可侵」に係るトラブルの原因になりかねない。 動物取扱業等と同様に全国統一的な身分証明書の様式の規定を設けることで、立入等を実施できる職員を限定しつつ、トラブルの回避及び立入の権限行使の根拠を容易に視認できるようにすべきである。	立入検査時の身分証明書の様式については、定める予定であります。	1
(2) 虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態(法第25条第4項)			
29 四について下線のとおり改正すべきである。 <u>四 栄養不良の個体が見られたり、動物への給餌及び給水が一定かつその動物にとって適切な頻度で行われていないことが認められること。</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定頻度で給餌が行われていても、量や栄養が不足していれば、栄養不良となるわけであり、栄養状態と頻度は分けて考えるべきである。 ・給餌や給水は、動物種や年齢、体調等を考慮して適切な頻度で与えるのは当然である。 ・「一定」がどれくらいを指すのかあいまいであり、例えば、犬に1週間に1回しか給餌していなくても、一定頻度与えているとして虐待と判断されない恐れがある。 ・栄養不良にまで至らなくとも、いたずらに飢えや渴きを味わわせるのは虐待に他ならない。 	今回の法改正では、法第25条第4項の「虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態」の実質的な改正を求める改正措置が行われていないため、今回の省令・告示の改正においては当該事態の改正は考えておりません。	53
30 以下の項目を新設すべきである。 頻繁に外傷が発生した個体が見られ、又は外傷を生じるおそれのある行為を強いられる環境に動物をおいたことが認められること。	<ul style="list-style-type: none"> ・法律が定義する虐待を受ける恐れがある事態と一致しておらず、より簡素に、衛生面のみの規定に終止しており現在の社会にそぐわない。 ・今回の改正で本法第四十四条(罰則)は改正され、より詳細な記載に変わったにもかかわらず、一切変えないのはおかしい。最低限、本法第44条(罰則)に追記された内容を反映すべき。 ・虐待に繋がる事態としてありうる事態のため。 	今回の法改正では、法第25条第4項の「虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態」の実質的な改正を求める改正措置が行われていないため、今回の省令・告示の改正においては当該事態の改正は考えておりません。なお、改正法により法第44条第2項に追記されたのは「虐待」の例示内容であり、法第25条第4項は虐待を受けるおそれがある「事態」を環境省令で定めるものであることから、法律で定められている規定内容は両方で異なるものと認識しております。	18
31 以下の項目を新設すべきである。 適切な運動ができない状態で拘束、又は保管していることが認められること。	30の理由と同じ。		47

意見の概要		主な意見の理由	意見に対する回答	件数
32	以下の項目を新設すべきである。 不適切な暑さや寒さのもとに保管、又は長時間放置していることが認められること。	30の理由と同じ。	30及び31の回答と同じ。	18
33	以下の項目を新設すべきである。 著しく狭い空間に入れ、又は同じ空間に多数の動物を入れることにより当該動物が自然な行動を発現できない状態で飼養又は保管していると認められること。			18
34	以下の項目を新設すべきである。 動物を利用する場合において、当該動物の能力を超えた使役をさせたと認められること。			18
35	以下の項目を新設すべきである。 動物が傷つき、又は死亡する可能性のある行為をさせたことが認められること。			18
36	以下の項目を新設すべきである。 ○ 動物の習性に応じた適切な運動をさせていないことが認められること ○ 動物の習性に応じた適切な飼養施設を設けていないこと	これらのことも虐待に繋がるおそれがあるため。	29の回答と同じ。	1
37	動物の給餌と給水は、その月齢若しくは年齢、個体種に適した頻度で栄養不良やそれに伴う健康を害することがないように行う。行動を拘束する飼育環境は禁止する。汚物で汚染された飼育環境は、動物の健康を害する為、適切な頻度で処理を行う。	これらが行われない場合は、動物虐待に繋がる可能性が高い。		1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>38</p> <p>その動物の生態に沿った適切な運動ができない状態で拘束、又は保管している。 その動物の生態に沿わない不適切な暑さや寒さのもとに保管、又は長時間放置している。 その動物の生態に沿った適切な頭数で飼養されていない。適切な給餌給水、衛生管理、健康管理ができていない。不妊化手術を施さず適切に飼養できない数に繁殖させている。を加えるべき。 また、虐待を受けるおそれがある事態が発生している場合、警察と連動して指導や逮捕、当該動物の保護を行うと加えるべき。</p>	<p>youtubeで見られるような斬首、バーナーで焼く、熱湯をかける、エアガンで撃つ等の虐待だけでなく、放置による餓死や病気の悪化、また動物園などの不適切な飼養や保管など、ネグレクトも虐待として定義すべき。 また、虐待が止められるよう、逮捕や起訴が行えるよう警察も一緒に動くべきと思います。</p>		1
<p>39</p> <p>「四 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌及び給水が一定頻度で行われていないことが認められること。」について、以下のように記載する。</p> <p>・栄養不良や脱水症状を起こしている個体が見られる、動物の種類、数、発育状況、健康状態に応じた適切な餌が選択されていない、適切な量や回数等により給餌及び給水が行われていない等の状況が認められること。</p>	<p>栄養不良や脱水症状が見られた時には手遅れになっている可能性があり、そのような事態に陥らせる不適切な餌、給餌給水の頻度こそ「虐待を受けるおそれがある事態」に該当することを明確にする必要がある。 児童虐待の定義のひとつに「適切な食事を与えないこと」があり、動物は人間よりも摂取する食物によって健康状態への影響を受けやすく、動物の種類、数、発育状況、健康状態に応じた適切な餌を、適切な量と頻度で与えなければ、すぐに衰弱してしまう動物もいる。 動物を飼養しようとする者は「飼養に先立って」当該動物の生態、習性及び生理に関する知識を習得すべきこと、お金がないから不適切な餌でも仕方ない、休日だから給餌給水に行けない等の言い訳は許されないことを知らしめるためにも、可能な限り具体的かつ詳細に記載したほうがよい。</p>	29の回答と同じ。	1
<p>40</p> <p>「五 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。」について、以下のように具体的かつ詳細に記載してください。</p> <p>・「五 爪や歯が異常に伸びている、耳腔内や口腔内の状態が著しく悪い、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。」</p>	<p>動物の身体の異常に関する例示は適切な飼養及び保管が行われていないことを証拠付ける重要なものであり可能な限り具体的に示しておく必要があるため。</p>		1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>41 「六 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。」について、以下のように＜ ＞内の文言を追加する。</p> <p>・「六 ＜当該事態を生じさせている者が＞繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。」</p>	<p>・繁殖を制限するための措置を講じられず、飼養頭数の削減が困難であると判明した時点で「虐待を受けるおそれがある事態」であると認めるべきことをより明確にし、動物愛護団体やボランティアの支援を受けて飼養頭数を削減できる見通しが立った、又は減ってきている状況をもって「該当しない」と判断されることを避けるため。</p> <p>・小学校等で発生した多頭飼育崩壊も「虐待ではない」などと独自に判断せず、自治体の立入りを受ける必要があります。</p>		1
<p>42 施行規則第十二条の二 一～六以降に以下のような事態を追加してください。</p> <p>■動物の種類、生態、習性及び生理に応じた適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境が確保されておらず、当該動物の健康及び安全を保持することが困難な場所に保管又は拘束若しくは放置していると認められること。</p>	<p>・「動物の健康及び安全を保持することが困難な場所」を具体的に示すことにより、該当する場所で保管又は拘束若しくは放置して動物を苦しめている当事者に気付きを与え、未然防止効果もあると思われるため。</p> <p>・動物の温熱環境は軽視されやすい傾向があり、動物の所有者等が飼養に先立って予め修得しておくべき知識がなく、問題意識も希薄であるために動物を苦しめ、衰弱させ、死に至らしめているケースが相当数あると思われるため。</p> <p>(熱中症で児童が死亡した事故、車内に幼児を放置して死なせたとして母親が保護責任遺棄致死の疑いで逮捕された事件などを鑑みると、人と同様に命ある動物の温熱環境を軽視する傾向を放置すると社会的にも悪い影響が生じるおそれがあると危惧します。)</p>	29の回答と同じ。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>43 以下の項目を現行の施行規則第12条の二に追加して下さい。</p> <p>追加：単独飼育でも群れ飼育でもつがい飼育でも、いかなる飼育形態でも、いつも体に傷や怪我が見られる個体が見られたり、また傷つけられたり、怪我をしたり、などの状況に置かれた、怪我や傷ができてしまう環境</p> <p>追加：体に傷はできなくても他の個体から攻撃されて追いやられている個体が見られる、展示や飼育環境等で人間からみだりに衝撃を与えられ、精神的に脅かされている環境に置かれている状態</p> <p>追加：適切な運動ができていない状態で拘束、また保管している状態</p> <p>追加：温度や湿度が、その動物の本来の生息する環境に則していない飼養、展示、保管である状態</p> <p>追加：一時的に短時間でも、真夏に日陰のない場所に放置する、真冬に外に置く等、動物の体に不適切な負荷をかけている状態</p> <p>追加：数歩しか歩けないような著しく狭い空間に閉じ込めた状態</p> <p>飛ぶ、走る、泳ぐといった個々の動物に備わった自然な行動発現が全くできない飼育スペースで飼育されている状態</p> <p>飼育スペースがそのまま展示になっており、死ぬまで狭い無機質なケージの中で生きるしかない状態</p> <p>追加：背中に子供が何度も乗る、あるいは乗せられて長時間歩かせられるなど、動物が望まない一方的なふれあい等による精神的なことも含めた荷重労働に使役させられている状態</p> <p>追加：ショーや見世物のための娯楽目的の使役や、またそれらのための調教などで、動物の自然な行動発現とは違う、人間によって意図的に不自然な行動をとらされている状態</p> <p>追加：死に至らなくても負傷する可能性がある行為、動物同士を戦わせる、危険に晒す等、させられている状態、肉体的、精神的に傷を負う可能性がある状態</p>	<p>上記の状況で負傷させられていたり、精神状態が病的になっている動物が存在するためです。法により明確な規定がないため、各地の市の衛生課の動物愛護職員の方々や愛護センターの方々も、困っておられます。</p>	<p>29の回答欄と同じ。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数	
3. 所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合、犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置(法第 35 条関係)				
(1) 周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合その他の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合(法第 35 条第3項)				
44	<p>「②都道府県等の条例、規則等に定める場合」とされているが、自治体の裁量に任せるのではなく、国が具体的に示してほしい。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳を終え自活が可能で、自らの意志で移動できる猫 ・離乳前の子猫であるが母猫が育てていると推察される猫 ・首輪等の装着があり、保護地周辺に所有者がいると推察される猫 等 	<p>自治体により基準が異なると、内容によって住民や動物愛護団体からの批判の的となりかねないため。</p>	<p>法第35条第3項において読み替えられた同法第35条第1項の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合は、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」を規定することとしており、一義的にはこの基準に基づいて判断がなされるものと考えております。その上で、地域の実情により様々な事案が生ずることも勘案し、条例、規則等で定める場合も規定し、必要に応じてこれらを定めることで、都道府県等における裁量も確保したところです。</p>	1
45	<p>②の「規則等」は削除すべきである。</p>	<p>法の当該規定は、法の目的である生活環境の保全を目的として自治体に引取り義務を課しているものである。当該規定による引取りの求めは、良好な生活環境を享受するという国民の権利に関わるものであるところ、自治体の規則又は要綱の定めにより直接その範囲を制限することは法制上不相当である。自治体の規則で定めるのであれば、まずは法から自治体の条例に委任したうえで、条例からの委任を受けた規則で定めたり、更にその条文に基づく審査基準を要綱で定める、といった手順がとられなければならない。他の法律・命令でも、自治体の規則で定めることを直接規定しているものは行政機関の内部管理に関するものであり、国民の権利や手続きに関するものではない。</p>	<p>動物愛護管理法に基づく事務は自治事務であり、素案の規定は問題ないものと考えています。なお、現行施行規則第21条の2には、犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合が規定されていますが、同条第7号においても条例、規則等で引取りを求める相当の事由がないと認められる場合を規定することが可能となっております。</p>	1
46	<p>「③猫においては、生活環境の改善のため、生殖を不能にする活動が行われている場合」を追加すべき。</p>	<p>地域猫活動を阻害しないため。</p>	<p>御指摘の活動について、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがないと認められる場合」と判断されれば引取拒否事由に該当することになりますので、追加的な措置は不要と考えています。</p>	1
(2) 犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について(平成 18 年環境省告示第 26 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 86 号)				

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>47</p> <p><第1 犬及び猫の引取り> 以下の通り削除や追加をすべきである。</p> <p>1 都道府県等(法第35条第1項本文に規定する都道府県等をいう。以下同じ。)の長(以下「都道府県知事等」という。)は、犬又は猫の引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するとともに、引取りの場所等について、住民への周知徹底に努めること。ただし、指定する場所は、次項の助言が適切に行える都道府県等の職員が引取りに立ち会うことができる場所とし、かつできる限り輸送にかかる時間が短くなるよう配慮すること。また、都道府県等は、この引取り措置は、緊急避難として位置付けられたものであり、今後の終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底につれて減少していくべきものであるとの観点に立って、引取り又は引取りの拒否を行うように努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「引取りの場所等の指定に当たっては、住民の便宜を考慮する」というこの一文を根拠に、引取り業務の一環として、日時や場所を指定して犬猫を回収してまわる引取りシステム「定時定点収集」が一部の自治体で行われていた。 ・定時定点収集は、安易な飼育放棄を助長するものである。そして、犬猫を回収する業務は、自治体から委託を受けた動物飼育に関する知識のない業者、例えば運送会社等が行うこともあり、引取りの際の飼養の継続や繁殖制限等の必要な指導や聞き取りが適正に行われていなかった。そのため、安易な理由で引取りを求め、飼育放棄をする飼い主に対して、何ら咎めることすらできない。このような収集場所を点々と巡り、犬や猫を集めて回るこのシステムはまさにゴミ収集と同じである。これは、当該告示の次項「第1 犬及び猫の引取りの2」に示されている「飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言」がきちんと行えず、矛盾が生じていた。 ・JAVA(NPO法人動物実験の廃止を求める会)が自治体に対して実施したアンケートの結果では、現在は定時定点収集を行っている自治体はなかったが、二度とこのようなシステムを復活させないためにも、また、引取りの場での助言の徹底や輸送の改善のためにも下線部分の改正をすべきと考える。 ・「住民の便宜を考慮する」との名分で、犬猫の回収システムを行う自治体がありました。そのようなシステムがあれば、いつでも引き取って貰えるという考えが住民に芽生え、無責任な飼育が増える要因になります。 ・また、ただ無作為に持ち込まれた動物を引き取ってはいは、動物たちに悪意を持つ人たちによる処分目的の持ち込みを助長します。その引き取りが本当に動物の為になるか、その自治体の為になるかを判断できる職員が立ち会い、また、引き取りの際にも動物たちの負担を最低限にする努力をしなければならぬ、と明文化する必要があると考えます。 	<p>今般の改正法の施行(令和2年6月1日)に直接関係がないため、今回の省令・告示の改正においては御意見の内容を反映することは考えておりません。</p>	<p>3</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>48</p> <p><第1 犬及び猫の引取り></p> <p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>2 都道府県知事等は、所有者から犬又は猫の引取りを求められたときは、終生飼養、みだりな繁殖の防止等の所有者又は占有者の責任の徹底を図る観点から、引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあつては、法第35条第1項ただし書の規定に基づき、引取りを行わない理由を十分説明した上で、引取りを拒否するよう努めること。ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合及び引取りを拒否することで虐待を受けるおそれや劣悪な飼育環境に置かれるおそれがあり、必要と認める場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第35条第1項では、所有者からの犬猫の引取りを「拒否することができる」となっているが、「拒否しなければならない」ではない。 ・ 持ち込まれた犬猫の状態や所有者からの聞き取りによって、虐待やネグレクト等が疑われ、その動物にとって、所有者から引き離したほうが良い場合もある。そのようなことから、引取りを行う場合として、「虐待や劣悪飼育のおそれがあり、必要と認める場合」を追加すべきである。 ・ 引き取りを拒否することで飼育を放棄されたり、動物に悪意を抱いた引き取り希望者が虐待を行う場合もある。住環境の悪化や、動物たちの健康被害を防ぐためにも、この旨をしっかりと記載しておく必要がある。 	<p>47の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>49</p> <p>以下を追記してください。</p> <p>ただし、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合及び引取りを拒否することで虐待を受けるおそれや劣悪な飼育環境に置かれるおそれがあり、必要と認める場合については、引取りを求める事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行った上で引取りを行うこと。また、所有者不明の犬猫をあたかも所有者であるように申告することを排除するため、所有者である証明を求めるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待やネグレクト等、動物にとって所有者から引離した方が良い場合もある為です。 ・ 所有者不明の犬猫をあたかも所有者であるように申告する者を防ぐ為です。 	<p>前段の御意見の趣旨は、環境省原案に反映されているものと考えております。後段の御意見については、当該箇所への追記は文章の構造上不適切ですが、今後の運用の参考にしてまいります。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>50</p> <p><第1 犬及び猫の引取り></p> <p>以下の通り追加すべきである。</p> <p>3 都道府県知事等は、所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められたときは、周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあると認められる場合又は動物の健康や安全を保持するために必要と認める場合は、引取りを行うこと。ただし、当該事項が生ずるおそれがないと認められる場合など引取りを求める相当の事由がないと認められる場合にあっては、この限りではない。</p> <p><u>引取りに当たっては、駆除目的で捕獲された猫の引取りは原則認められないこと、また、持ち込まれた犬又は猫に所有者・占有者がいる可能性もあることに十分に留意して対応すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国で、猫を疎ましく思っている市民が無差別に猫を捕獲檻などで捕獲し、処分目的で自治体に持ち込むといったことが未だ発生している。これは「捕獲檻で捕獲された猫への対応について（環境省事務連絡 平成27年6月17日付）」にも記されている通り、動物愛護法に反するだけでなく、猫については、所有者の有無の判断は非常に困難であることから、窃盗、占有離脱物横領の可能性すらある悪質な行為である。この不正な持込み・引取りをなくさなければ、いつまでたっても殺処分をなくすことができない。 ・ すでに引取り拒否をしている自治体は、すべての所有者の判明しない犬猫の引取りを拒否しているわけではなく、窃盗等の刑法違反や所有権の問題に抵触すると考えて対応をしているのであって、法律きちんと遵守していると言える。 ・ 自治体に対する環境省の調査結果でも、JAVAのアンケート調査結果でも、自治体が愛護に反する目的や駆除目的の引取り、窃盗等に抵触する引取りを拒否すべきと考えていることがわかる。 ・ 環境省の素案では、愛護に反する引取り、所有権の侵害等、違法性のある引取りをなくすという、所有者不明の犬猫の引取りの条項改正の趣旨が示されていない。これは、「庭に糞をされた」「ゴミをあらす」等々、猫による被害があるからと引き取ることも容認するものであり、これでは殺処分数が増えるだけで本末転倒である。 ・ 前回改正の決議「八（略）なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。」と、今回改正の決議「九 所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。」の意図をきちんと反映させるべきである。 	<p>所有者の判明しない犬猫について、所有者がいる可能性があることについて留意するべきとの御意見の趣旨は、引き取った犬猫の取扱いについて記した、改正後の告示第1の5において、反映します。</p> <p>なお、法第35条第3項の規定は、所有者の判明しない犬又は猫の引取り義務を都道府県等に課す一方で、「周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがない」と認められる場合等にその引取りを拒否することができることを規定しており、さらに「引取りを求める相当の事由がないと認められる場合」として都道府県等の条例、規則等に定める場合についても省令に措置することとしています。これらの対応により、生活環境被害の防止や、所有者からはぐれた猫の保護などの制度の趣旨を踏まえて、地域の実情も踏まえた動物の引取り、所有者への返還等が適切に行われるものと考えます。</p>	<p>48</p>
<p>51</p> <p>「又は動物の健康や安全を保持するために必要と認められる場合は、引取りを行うこと」を、削除すべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、奄美大島において、他の動物を害するという理由で愛護動物である猫を、違法に捕獲して殺処分しているが、こういった事例に利用されかねない内容であるため、大変不適切な一文であると考えられる。 ・ 条文の趣旨とは異なるもので不適当である。 	<p>動物の健康や安全面から、引取りを拒否することによって、自活できず、衰弱等してしまう可能性がある場合においては、必要に応じて引取りを行うことを規定したものです。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>52 <第3 保管、返還及び譲渡し></p> <p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>1 都道府県知事等は、犬若しくは猫を引き取り、又は負傷動物を收容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点やアニマルウェルフェアの観点から、構造等が適正な施設において、適切な温度・湿度・明るさに保つ、寝具(毛布、ベッド等)や遊具を与える、身を隠せる場所を与える、適切な運動をさせる、相性の良い個体を同スペースに收容し闘争を防ぐ等、適正な方法によって保管すること。收容が2週間を超える等長期にわたる場合は、屋外での毎日の十分な運動量の確保や行動の自由の確保、複数のエンリッチメントを与える等の措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体の收容施設によっては、子犬・子猫を真冬に暖房のない所に置いておくなど、劣悪・虐待と言わざるを得ない状況のところもある。これでは国民に適正飼養を指導することはできない。 ・收容動物にとって快適な環境にすることは收容動物の健康、そして譲渡数の増加につながることを考えても重要である。 ・今回改正の決議「十 地方自治体における動物收容施設については、收容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。」から考えても、全国の自治体の收容環境のレベルを上げる内容を盛り込むべきである。 ・殺処分を避けるために月や年単位での長期にわたり收容されるケースが有り、動物の心身ともに健康を害し、またそのために譲渡に適さなくなる可能性もあるため、收容が長期にわたる際は、散歩時間の確保や、つなぎ飼いを防ぐなど、より福祉向上に務めるべきである。 	<p>47の回答と同じ。</p>	<p>48</p>
<p>53 <第3 保管、返還及び譲渡し></p> <p>引き取った際には、当該動物に対して適切な温度、湿度、明るさに飼育環境を設定し、身を隠す場所や運動をする機会を与える旨を追加。</p>	<p>適切な收容数を越えて檻に入れられた動物や、冷暖房のきかない部屋に入れられた動物もいる。それにより健康状態の良くない動物が増えれば、譲渡数も低下し、收容期間の延長や殺処分数の増大に繋がる。市民に適切な飼育法を指導する立場としても、適切な飼育を行うことが重要であると考えます。</p>		<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>54</p> <p><第3 保管、返還及び譲渡し> 以下の通り追加すべきである。</p> <p>3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。なお、その場合に保管動物の年齢や疾病・障害、攻撃性等を理由に、一律、適性がないと判断することなく、飼養経験や知識が豊富な飼養を希望する者へ譲渡することや、治療、適切なトレーニング等を試み、適性があると認められるものとなるよう努めることによって、できるだけ生存の機会を与えるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢である」「幼齢(離乳前)である」「怪我や病気がある」「咬み癖など攻撃性がある」「人に馴れていない」を理由に譲渡対象から除外する自治体が結構存在する。また中には、生活に何ら支障がない「眼球の白濁、混濁」だけで譲渡対象から除外しているところもある(2017年 JAVA調べ)。 ・一方で、「高齢であってもそれを承知で引き受けてくれる人には譲渡する」「ミルクボランティア制度を導入し、乳飲み子を離乳まで成長させられたら譲渡する」「地域の動物病院で治療を受けさせ、病気や怪我から回復したら譲渡している」「飼育経験が豊富で、人慣れしていなくても適正に飼養できる人には譲渡する」「咬み癖があるなど攻撃性のある個体もトレーニングして譲渡対象にできたらしている」といった自治体もある(2017年 JAVA調べ)。 ・譲渡の推進を謳った法第35条第4項に則り、また、動物愛護管理基本指針(骨子案)には「譲渡の推進」が追記されたこともあり、このような努力をしている自治体を評価し、その取り組みを推進するためにも、この改正をお願いしたい。 	<p>47の回答と同じ。</p>	<p>48</p>
<p>55</p> <p><第3 保管、返還及び譲渡し> 以下の通り改正すべきである。</p> <p>5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行い、その受講を義務付ける等により、適正に終生飼養できる者であることを厳しく審査した上で譲渡しを行うこと。また、マイクロチップの装着が行われるようにするための措置を講じるように努めること。手術による不妊又は去勢の措置については確実に行われるようにするための措置を講じること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・せっかく譲渡により生きる機会を与えることができても、飼養を希望する者の元で虐待や劣悪飼育をされることになっては、それまでの自治体の努力が水の泡となってしまふ。飼養方法等の講習の受講だけでなく、飼養を希望する者の年齢、家族構成、家族の飼養に対する同意や理解の有無、住宅状況、経済状況等を細かく審査し、できれば譲渡する動物を飼養を希望する者の住居にまで自治体職員が連れて行き、飼養環境の確認を行い、譲渡した動物が二度と不幸な目に遭わないよう、可能な限りの手段を講じていただきたい。 ・今改正で、第37条(犬及び猫の繁殖制限)の規定が、努力義務から義務規定に強化された。これに伴い、この措置の規定も義務規定に強化すべきと考える。 ・不妊又は去勢の措置を啓発する立場の都道府県知事等が譲渡した犬猫が、繁殖制限措置が講じられず、繁殖に用いられるようなことがあってはならない。 	<p>今般の改正法の施行(令和2年6月1日)に直接関係がないため、今回の省令・告示の改正においては御意見の内容を反映することは考えておりません。なお、法第37条は犬又は猫の所有者への努力義務が義務化されたものであり、都道府県知事等への義務化を規定するものではないことから、御指摘理由の2点目の内容を反映することは、いずれにせよ困難です。</p>	<p>48</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>56</p> <p><第3 保管、返還及び譲渡し></p> <p>飼養を希望する者が、引き渡した動物を適正に飼育出来るかどうかを、厳正に審査した上で引き渡しを行うこと。引き渡しを行った場合は、引き渡した相手の氏名や住所を記録し、保管すること。また、手術による不妊又は去勢の措置については確実に行われるようにするための措置を講じること。</p>	<p>新しい引き取り先が見つかった命が、引き取り先で虐待などの被害にあうようなことがあってはならない。虐待目的の人間が、虐待対象として保護した動物を引き取ることはないよう、譲渡する相手があるような危険がないか十分の審査を行い、最低限の情報を記録として残しておく必要があると考えます。</p>	<p>47の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>57</p> <p><第4 処分></p> <p>以下の通り追加すべきである。</p> <p>保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。 <u>なお、やむを得ず殺処分する場合には、動物の殺処分方法に関する指針に従うことはもちろん、OIE(国際獣疫事務局)等の国際基準を踏まえて、できる限り速やかにかつ苦痛を与えない方法によってその動物を意識喪失にした上でしなければならない。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今改正により、第40条第3項に、環境大臣が必要な事項を定めるに当たっては、動物を殺す場合の方法について「国際的動向に十分配慮するよう努めなければならない」が追加された。 ・ 「動物の処分方法に関する指針の解説」(平成8年2月1日発行 内閣総理大臣官房管理室監修)の「第3 処分動物の処分方法」の一般原則においても、「この指針でいう処分において最も重要な点は、できるだけ速やかに動物を意識の喪失状態にし、その後、致死のための処置を施すことである」と記されている。 ・ 麻酔薬を用いる方法を採用している自治体は43自治体あることから(2017年 JAVA調べ)、獣医学的に最も苦痛がない方法を全自治体が採用するようにすべきである。 ・ 日本も加盟しているOIE(国際獣疫事務局)をはじめ、遵守すべき国際基準を示すことで、その転換が推進されると考える。 	<p>改正法により新たに規定された法第40条第3項の規定については、まず、海外の科学的知見、制度、ガイドライン等について情報収集を行うこととしております。</p>	<p>55</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>58</p> <p><第5 死体の処理></p> <p>以下の通り削除すべきである。</p> <p>動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には当該施設において、専用の処理施設が設けられていない場合には廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の定めるところにより、処理すること。ただし、化製その他の経済的利用にしようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬猫の生体の動物実験用払い下げは、平成17年度をもって全国で廃止となり、前回の改正の際、「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」の「第4処分」から、「動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡」の一文が削除された。 ・ 死体の払い下げについては、平成25年5月17日の中央環境審議会動物愛護部会において、青木委員から、「現実にまだ経済的利用の払い下げがあるから削除しないと、そういう理解でよろしいのでしょうか。」との質問があり、当時の動物愛護室長より「この部分については、調査を行って、情報の収集はしてはみたのですが、最終的な確認ができなかったという状況でございます。ここについても、状況がわかれば、今後検討の対象になるということでありまして。」との答弁がなされた。 ・ JAVAの調査によると、全都道府県、政令市、中核市において死体の払い下げは行われていない。 ・ もし伝統技術の保存のために死体の払い下げが必要というならば、その払い下げ動物を提供している、動物の飼養を途中放棄する無責任な飼い主もまた必要ということになる。つまり、動物の遺棄や飼養の途中放棄という不法とも言える行為が存在しなければ、伝統は守れないということになる。行政や動物保護団体が、引取りや殺処分を減少させようと懸命に取り組んでいるなか、無責任な飼い主の存在を維持させるような払い下げは断じて許されない。 ・ 三味線には犬猫の皮が使用されてきたが、国民の動物愛護意識が向上していることを鑑みても、この時代に飼い主に見捨てられ、殺された猫を三味線に転用するといった行いは国民の理解を得られない。 ・ 「死体だから」と有効利用しようという考えは、人道に反している。また、放棄した飼い主の罪悪感を薄めることにもなる。これでは、繰り返し持ち込むような常習者をなくすことができないばかりか、殺処分の減少や国民の動物愛護意識の向上を妨げる。 ・ 生体・死体を問わず、そもそも、犬猫等の収容動物の払い下げには何ら義務はなく、払い下げ先との癒着など単なる悪習によるものであり、動物愛護行政の推進を阻害する行為に他ならない。また、行政の業務は本来、公正なものでなければならないが、払い下げに関する業務費用はすべて市民の税金で賄われ、一部の業者や機関への不当な税金運用であることから、払い下げを決して容認することはできない。 ・ 長年実施していた生体の払い下げに関連して、全国自治体と民間の業者との間で様々な問題が発生していた。それは悪質なものでは金銭授受といった不正であるが、動物行政の使命は払い下げる動物をなくすことである。払い下げ先の業者と密接な関係が続けるために払い下げ動物を確保することではない。 ・ 動物の死体の取扱いについては、国会でも議論され、前回改正時の衆参両議院の環境委員会決議において、「五 動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。(以下省略)」と盛り込まれた。 ・ 昨今、動物霊園にペットのお墓をつくる人、遺灰を自宅で大切に持ち続けている人が増え、さらには飼い主とペットが一緒に入れるお墓ができていることを考えても、動物の死体を丁重かつ畏敬の念をもって扱うべきであるの言うまでもない。 ・ すでに生体の払い下げと同様に「死体の払い下げ」も実績がなく、もはや「死体の払い下げ」を容認する規定を残す根拠や意義はないと考える。 ・ 以上のことから、「ただし、化製その他の経済的利用にしようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない」を削除することを強く求める。 	<p>今般の改正法(令和2年6月1日)の施行に直接関係ありませんが、その趣旨に誤解が生じないように、文言の適正化を図ります。</p>	<p>3</p>
<p>59</p> <p>第1第3項「当該事態が生ずるおそれがないと認められる場合」について、「おそれがない」ことの証明は実質不可能なため、無効な一文と考える。</p>	<p>不可能なことは明文化すべきではない。証明する方法があれば、お教えいただきたい。</p>	<p>個別の事案によって御判断いただくことと考えております。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
4. 動物に関する帳簿の備付け等を要する取扱いの追加(法第 21 条の5関係)			
<p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>…この場合において、動物販売業者等のうち犬又は猫を取り扱う者は当該取り扱う動物の個体ごとに帳簿を記載するものとする。ただし、一回に取り扱う個体数が種ごとに100を超えるなど識別が困難であると認められる場合又は卵や幼体、育雛期等にあつては、当該動物を所有又は占有した日、当該動物の品種、入手先、年齢、識別できる範囲内で性別等ごとに帳簿を記載するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動物取扱業の対象となっていない魚類等では繁殖数の把握が困難であることは認めるが、現行の第一種動物取扱業の対象動物において個体識別は犬と猫と同様に可能であり、差別化する根拠が不明である。個体識別ができないものがある場合は、例外として規定すること。 環境省が示すような一律に犬猫とそれ以外の動物に分ける方法は、犬猫に限定されていた内容を差別なく動物に広げるといふ改正の主旨から外れている。 原則として、個体識別ができないような状況で動物の取扱いを行うべきではなく、動物取扱責任者としての専門知識があれば個体識別は不可能ではない。 動物取扱業の対象となっている種は、大量に輸入する動物商等を除けば、個体ごとに売買されており、客も個体を識別して購入している。また繁殖場においてもむやみな繁殖はされていないことが前提であつて、識別できない状況であるということは不適切な飼養が行われていることを疑うべきである。そのための帳簿の管理であつて、法の趣旨を緩めて規定することは受け入れられない。 無数の種の動物が大量に売買され、密輸の問題や、外来生物の課題や生態系破壊が課題になっている現在において、法の趣旨よりも格段に緩い運用を推進しようとする環境省の意図が不明である。 鳥類であっても足環等での個体識別は可能であり、そもそも個体識別が不可能な状態で動物取扱業を営むべきではなく、帳簿を種ごとにすることを想定する動物が何なのか想定できない。 	<p>改正法により、対象となる動物及び業種の範囲が拡大された一方、「個体ごとに」帳簿を記載するとする規定は削除されました。この趣旨は、小型の動物及び幼齢の個体等について、一般的に、個体の識別や個体ごとの管理が難しいことを踏まえたものであり、現状としても、同腹の兄弟等、一度に複数の個体を仕入れ、個体群として管理されている例があります。また、自治体と業界どちらからも帳簿の記載等が過度に煩雑になることにより、事務作業に時間が取られ、最も重視されるべきである動物の飼養管理(給餌・清掃等)の時間が取れなくなことを危惧する意見も寄せられています。そのため、犬猫以外の動物については、同時期に所有又は占有した動物の品種等ごとに帳簿を管理することとしたものです。</p> <p>また、御指摘の入手先、年齢等については、帳簿の記載事項として、繁殖者の氏名や動物の生年月日等が規定されているため、環境省原案においても、確認できる状態で管理されることとなっています。</p>	76
<ul style="list-style-type: none"> 犬猫と他の動物で分けるべきではない。 少なくとも哺乳類、鳥類は個体ごとに帳簿を作成すべき。 	<p>個体ごとの帳簿が犬猫だけというのが理解できない。寿命・体の大きさから個体ごとの管理ができる種は多い。個体識別は飼養管理の基本である。都立の某動物園は哺乳類、鳥類は個体ごとの記録をおこなっている。</p>	60の回答と同じ。	1
<p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>五 当該動物を当該動物販売業者等に販売(動物の交換による譲渡し及び譲渡した場合等を含む。以下同じ)した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 動物の等価交換も売買と解釈されており、販売には交換による譲渡しを含むことを明記すべき。 販売用に繁殖したが、販売に適さないため譲渡を行う等の理由で動物の所有権を譲る場合も、帳簿に記載させるべき。譲渡を受ける場合のみ帳簿に記載し、譲渡を行う場合について記載を求めないのはおかしい。 	<p>施行規則で用いる用語の定義は法律において使用する用語の例によるため、施行規則で新たに「販売」に別の定義を設けることは考えておりません。他方、御指摘の等価交換も、対価を得て他人に財産権を移転することを意味しているのであれば、「販売」に含まれると解釈されます。また、理由の2点目については、第六号から第八号で担保されると考えております。</p>	53

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>六 当該動物の販売、若しくは引渡し(動物の貸出し、返却等を含む。以下同じ)をした日</p> <p>※六で「引渡し」が何であるか明確にならない場合、以下の改正も求める。</p> <p>十一 貸出しを行う場合にあっては、当該動物の貸出しの目的及び期間及び貸出しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地</p>	<p>・貸出業では、貸出先についても記録を行う必要があり、現行の「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第6条第4号に基づく参考様式第11でもそのように定められている。素案の十一では貸出しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地の記載がないため、貸出業ではこれらの記載が不要と感じられてしまう。「引渡し」が、所有権の移転のない、占有した動物の移動を指すのであれば、貸出しと返却が含まれることを明確にし、わかりやすくすべき。</p>	<p>動物愛護管理法で用いられている「引渡し」には、「貸出し」の意味が含まれており、法律においても「引渡し」として用語が用いられているので、施行規則においても同様に扱う考えでおります。なお、十一号に関する御指摘は、第七号で読めるものと考えております。</p>	52
<p>業者が事務作業だけで忙殺され、動物の適正な管理に支障がでることのないように、帳簿や届出書への記載方法や記載事項については配慮が必要と考える。</p>	<p>犬猫以外の動物種については品種や取扱頭数が多いものもあるため。</p>	<p>御意見の趣旨は、原案に反映されているものと考えています。</p>	1
<p>「品種等」ではなく「種等」とすべきである。</p>	<p>「ハムスター」や「ヘビ」といった種名ではなく、「ジャンガリアンハムスター」「ゴールデンハムスター」や「ボールパイソン」「コーンスネーク」といった品種名での帳票作成では負担が甚大である。</p>	<p>帳簿については、個体の識別や個体ごとの管理が難しく、一度に複数個体を仕入れ、個体群として管理する場合があること等を考慮し、品種等の管理を求めるものであるため、それより大括りの種ごと管理にすることは、困難であると考えます。</p>	1
<p>法第21条の5第2項に規定する動物販売業者等による都道府県知事への届出について、動物の種類については全ての種に分けて報告することは、事業者による書類の作成や、行政による書類の確認業務は非常に大幅な負担増となる。そのため、報告する動物の種類については「犬、猫、その他の動物」というように簡易なものとするべきである。</p>	<p>大都市では爬虫類、小動物を取り扱う事業者が多い。その種類ごとに届出を義務付ければ膨大な量となり、自治体の事務負担は重く、届出内容を精査することも困難である。</p>	<p>御指摘を踏まえ対応したいと考えております。</p>	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
5. 動物取扱責任者等に関する要件の追加(法第 22 条関係)			
(1) 動物取扱責任者の選任要件について			
<p>以下の通り改正すべきである。</p> <p>ハ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る二年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。以下同じ。)があり、かつ、取り扱おうとする動物の種類について一年間以上の飼養に従事した実務経験がある者であって、かつ、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について一年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門職大学であって、当該知識及び技術について一年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。)</p> <p>ニ 営もうとする第一種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る一年間以上の実務経験(常勤の職員として在職するものに限る。)があり、かつ、取り扱おうとする動物の種類について一年間以上の飼養に従事した実務経験がある者であって、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求められる実務経験が半年では短すぎ、かつ「実務経験と同等と認められる」場合が家庭動物の飼養経験である場合、それを証明する手段がないことなどから、あくまで実務経験に基づく飼養経験を一年以上必須とするべき。 ・ 「同等」であるのに、求める期間が異なるのはおかしい。「実務経験と同等」では1年間が必要と環境省が考えるのであれば、実務経験でも1年を求めるべき。 ・ 第一種動物取扱業の特定の業種で実務経験があったとしても、まったく実務で扱ったことのない種を扱う者のもとで動物取扱責任者となるのは不適切であるため、実務経験と飼養経験の両方を1年間求めるべきである。 ・ 取扱い経験がないにもかかわらず異なる業種の実務経験をもって動物取扱責任者を専任して失敗した事例に3年前の「あいちトリエンナーレ」での小鳥の展示がある。犬猫保管業の動物取扱責任者である者が小鳥の展示業の動物取扱責任者を同時に兼務し、鳥の飼い方を知らずに逃がしたり弱らせたり死なせたり繁殖させたりし、問題になった。 ・ ペット飼育からどの程度学べるかは個人の資質に寄るところも大きく、それをもって業を営めることにすることに反対する。 	<p>「実務経験が半年」のみでは不十分であるとの指摘等もあったことから、改正法により実務経験のみならず資格要件も併せて要件として満たすことを趣旨とする規定が加わったものです。</p> <p>改正法により経験と能力の双方が問われることとなり、教育機関の卒業及び客観的な試験のみでは、選任要件を満たせなくなったことを踏まえ、新たに飼育経験を実務経験とともに要件に追加したものです。飼育経験を実務経験のみに限定することは本来の制度の趣旨を超えて、責任者の選任を困難にするおそれがあります。</p> <p>なお、「実務経験」を半年、「飼養に従事した経験」を1年とすることについて、前者は業として経験を積んでいる一方で、後者は業に限らず、実務的な飼養経験を求めるものであることから、期間に差を設けたところ です。</p>	68
<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験一年以上+飼養経験一年以上+専門学校等の卒業 ・実務経験一年以上+飼養経験一年以上+資格試験の合格 <p>上記を必須条件とすべきです。</p>	<p>特に「実務経験と同等と認められる」場合が、家庭動物の飼養経験となってしまう場合、それを証明する手段もなく、結局、現在の資格を取れば動物取扱責任者になることが出来る、と変わらないため。</p>	67の回答と同じ。	3

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>69</p> <p>・以下を追加すべきである。</p> <p><u>三 他の第一種動物取扱業の登録事業所において動物取扱責任者となっていない者</u></p> <p>・動物取扱責任者の選任要件について、他の第一種動物取扱業の事業所で責任者となっている人が名前だけ貸したりできないように、他の事業所の責任者は選任できないようにすべきです。</p>	<p>・現在、動物の世話に専従かつ常勤で関わっていれば、遠方の別の施設動物取扱責任者を重複で兼務することはできないはずであるとの解釈により、動物取扱責任者の重複不可の運用がなされているが、それを明文化し、制度の形骸化を防ぐべき。</p> <p>・外部イベント等の動物取扱責任者は本拠地の動物取扱責任者と別でなければならないことが明確になるのであれば、表現は問わない。外部イベントで数日～1カ月も不在になるにもかかわらず、「毎日本拠地とイベント開催地の両方に通えるかもしれない」等の非現実的な解釈により、都道府県をまたがって重複して複数個所で同一人物が動物取扱責任者となる登録が認められている。</p>	<p>施行規則第3条第1項第4号において「事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること」と規定されており、動物取扱責任者に必要な要件は当該規定により定めているものと考えています。</p>	<p>54</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>70</p> <p>下線の通り改正すべきである。</p> <p>3 …当該登録に係る都道府県知事が動物取扱責任者研修を次に定めるところにより受けさせなければならない。</p> <p>一 一年に一回以上受けさせること。 二 一回当たり三時間以上受けさせること。 三 次に掲げる項目について受けさせること。 イ 動物の愛護及び管理に関する法令(条例を含む。)及び関連法令 ロ 飼養施設の管理に関する方法 ハ 動物の管理に関する方法 ニ 時事的課題若しくは地域の実情に応じて効果的であると認める事項 ホ イからハまでに掲げるもののほか、第一種動物取扱業の業務の実施に関すること。</p>	<p>・基本的に現行の規定を残すべき。</p> <p>・動物取扱責任者研修について自治体から意見があることは承知しているが、第一種動物取扱業者については日常的に法令違反事例が見つかる状況であり、十分に研修が行われているとは到底考えられない実態がある。</p> <p>・毎年すべての事業者に対し立入等により指導を行うことができるのであれば頻度を減らすことが可能と考えるが、実態として事業者に自治体がアクセスできるのは、この動物取扱責任者研修だけである。問題事業者への指導をこの研修で代えている事例もあり、内容は何でもよいというわけではない。法には、研修の内容は環境省令に委任する旨が書かれており、省令で国が内容を指定しないのは無責任である。動物愛護法の規制の内容や問題事例や判決など違反の実例については毎年周知すべきであり、時折々に起きる諸問題(感染症や災害対策など)にも対応するべきである。</p> <p>・頻度に関する規定を全面削除するというのは暴挙で、これでは5年に一度にしても問題がないことになってしまう。それでは、業者に第一種動物取扱業者としての自覚を持たせることが困難になる。改正により研修の委託ができるようになるため、自治体の負担は減らすことができるはずであり、頻度・内容に関する規定の削除には反対する。年2回である必要はなく開催時期の兼ね合いもあると考えれば、年1回程度の目安に変更することは許容範囲だが、複数年に1回でも認められることになると、これまでの制度はなんだったのかということにもなる。</p> <p>・年に1回の研修すら受講できない者に、命を取り扱う資格はない。</p> <p>・開催頻度の規定が無ければゆとりのない自治体では開催しなくなる。動物取扱責任者選任要件の引上げに鑑み、生物学的な基本的な事項は不要。本研修は自治体からの情報発信・啓蒙の場として重要である。</p> <p>・回数を定める事項が無くなってしまったら、3年に1回、5年に1回でも可能になってしまう。動物取扱業者の法律違反が絶えず発生している中、研修の重要性は増している。最低でも1年に1回以上の研修は必要である。</p> <p>研修は法令等の周知・適切な保管管理方法・法令違反事例の紹介・動物福祉に関する先進的取り組みなどを知らせる重要な機会である。研修の回数の規定をなくす理由の一つに、自治体担当者が会場を確保するのも大変だからと説明したが、その手間を省くことを優先することにより、法令違反等の個別対応が増えかえってたいへんになるであろうことは想像に難くないと考える。</p>	<p>関西広域連合から地方分権推進提案事項として、自治体がそれぞれの地域の実情を踏まえ、自らの判断により研修の実施回数や講義内容を設定可能とするため、動物取扱責任者研修の見直し(研修回数等の義務付けの廃止等)が求められたことに対し、平成28年の地方からの提案等に関する対応方針(平成28年12月20日閣議決定)において、「(前略)～法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされています。</p> <p>このため、選任要件を厳格化することも踏まえ、省令においては、都道府県知事等が地域の実情や業種によってもっとも効果的な研修となるよう自治体の裁量をもって設定できる規定とする必要があると考えています。</p> <p>なお、御指摘を踏まえ、動物取扱責任者研修に含める項目については、明記することといたします。</p>	<p>71</p>
<p>71</p> <p>3の一～三を削らず(現行のまま)、下記四を追加する。 四 研修終了後に効果測定を行うこと。</p>	<p>法が研修内容を省令に委ねている以上、最低限すべきことを国が示唆すべき。また、効果測定をしなければ研修の成果があるかどうかの判断が出来ず「ただ、受けた。」と言う事実には過ぎないため。</p>	<p>御指摘を踏まえ、動物取扱責任者研修に含める項目については、明記することといたします。なお、効果測定についての意見は、運用の際に参考にさせていただきます。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
72 現に、第一種動物取扱業の登録を受けている事業所で、実務経験を要件として動物取扱責任者となっている者については、3年の経過措置のうちに、都道府県知事が行う「動物取扱責任者研修」を修了すれば、改正法第二十二條に規定される「十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者」とであると認めるべきと考える。	「動物取扱責任者研修」は、動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修であるため。	動物取扱責任者研修は、あくまで動物取扱責任者に課せられた研修であり、経過措置と言えども、動物取扱責任者の要件として代替することは、現時点で考えておりません。	1
73 種別・地域別に国が認定講習会を開催しその受講(試験)をもって資格取得と見なす等、救済措置が必要である。	要件にハ「実務経験かつ学校卒業」またはニ「実務経験かつ資格」とあるが、現行で実務経験のみで責任者となっている者が、経過措置期間に学校卒業や資格取得は困難である。どのような資格を取るべきか混乱も生じる。例えば、爬虫類のみを取り扱う販売業において適切な資格とは何か。	現行で実務経験半年の要件を満たして動物取扱責任者となっている者は、経過措置として、この省令の施行の日から3年間の猶予が与えられることとなります。取得すべき資格は、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験とされておりますが、「種別に係る知識及び技術を習得していること」の証明を得ていることが要件であるため、営もうとする第一種動物取扱業の内容に応じて、適宜判断されるべきものと考えております。	1
74 客観的な試験を行える公平性及び専門性を持った団体に対する国の指定機関制度を制定した上で、施行規則第九條第一項第一号ニ「公平性及び専門性を持った団体」を「国の指定機関」に改めたいかがか。	現状、各自治体で認められる団体資格が異なり、平準化がなされていないため。	国による指定行為等は法律事項であるため施行規則において措置は難しいですが、各自治体で認められる資格の平準化については、今後の運用の参考にさせていただきます。	1
75 二中「又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり」を以下の様に変更する。「又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験(家庭において動物を飼養した経験を除く)があり」	実務経験のエビデンスに欠け、要件を定める意味がないと思われるため。	「家庭において動物を飼養した経験」を「飼養に従事した経験」から一律に除外することは困難であると考えておりますが、登録申請の際に経験を証明する書類の提出を求めることを考えております。	1
76 第9條第1項ハ及びニの「常勤の職員」に「1日5時間週4日以上」といった、常勤の定義を付与すること。また、証明書の様式を定め、添付を義務づける第9條第1項ハ及びニの「常勤の職員」に「1日5時間週4日以上」といった、常勤の定義を付与すること。また、証明書の様式を定め、添付を義務づけること。	業態によっては年に数回の展示業などもあり、業態によって常勤についての幅が広すぎる。	省令の規定上の修正が求められているものではないと理解いたしますが、現場の働き方などの現状を把握しながら、必要に応じて運用で工夫をしていきたいと考えております。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
77 第9条第1項ハ及びニから「取り扱おうとする動物の動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年以上の飼養に従事した経験があり」を削除すべき。	「従事」とは仕事に携わることである。従って仕事以外での飼養は業に必要な経験に含むべきではない。現状で、従事したと言えるのは第1種及び第2種動物取扱業のみと考える。第2種動物取扱業での経験を認めるのであれば、別表にその旨を含めるべき。	「実務経験と同等と認められる」とあるように、要件として規定される飼養経験は、単なるペット飼育経験ではなく、少なくとも1年間の実務的な飼養の経験を求めるものでございますので、原案のとおりとさせていただきます。	1
78 第9条第1項ニのうち、「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験」について、国が認定すること。	現在登録されている動物取扱責任者が、3年の猶予期間のうちに資格を取得するには、明確な指針が必要。 また、公平性および専門性について地域性は不要。全国一律であるべき。	当該客観的な試験を行う団体について国の認定制度を設けることは考えておりませんが、制度の運用に当たっては、一定の能力が確保されるよう留意してまいります。	1
79 ①動物取扱責任者が必要とする研修は当然行う一方、従来からの慣習や気風に固執せず、世界における状況を踏まえた研修内容とする ②研修時期は従来からのものに固執せず、世界における状況を踏まえ、必要であると判断した場合は躊躇なく開催する ③動物取扱責任者は研修後、遅滞なく職場において報告し業務に反映させる ④一定回数以上の研修不参加が続く取扱業者は、理由書を提出させ、場合によってはペナルティを与える	①世界における環境と大きく異なることもあるので、従来からのものでも見直すべきは見直し、世界標準を知り反映させていくべき ②最近のオーストラリアの森林火災のように、共有し考えるタイミングを逸するべきでない ③研修参加を形骸化させず、動物のために職場で活かさなければ意味がない ④取扱業者は動物の生命を預かる立場であり、規律は必要である	規定振りの具体的な修正意見ではないとの認識でありますが、参考意見として聴取させていただきます。	1
80 施行規則第9条第1項第1号ハ及びニに規定する「取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる一年間以上の飼養に従事した経験があり、」について、主旨を明確にすべきである。	犬を飼育していた経験が1年以上あれば、取扱動物に犬を含めれば全ての種別で実務経験があると認められるとも読めてしまう。	趣旨の明確化に向け、今後の運用の際に参考にさせていただきます。	1
81 施行規則第9条第1項第1号ニに規定する「公平性及び専門性をもった団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第一種動物取扱業の種別にかかる知識及び技術を習得していることの証明を得ていること」について、認める証明の基準を明確にすべきである。	動物取扱責任者の要件は全国統一であるべきであるため、国で認められる証明（資格名称等）を定めるべきである。	78の回答と同じ。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>82</p> <p>■「第一種動物取扱業の登録を受けている事業所（動物の飼養保管場所・展示場所・業の実施場所）で動物取扱責任者として選任されていない者」を追加する。</p> <p>■「第一種動物取扱業の登録を受けずに業を営んだことがない者」を追加する。</p>	<p>・すでに動物取扱責任者として選任されているにもかかわらず、別事業所や店舗の登録を受ける際に重複申請をおこなう違法事業者が存在するため。</p>	<p>施行規則第3条第1項第4号において「事業所ごとに、1名以上の常勤の職員が当該事業所に専属の動物取扱責任者として配置されていること」と規定されており、動物取扱責任者に必要な要件は、当該規定により定めているものと考えております。</p>	<p>1</p>
<p>83</p> <p>■「実務経験と同等と認められる」「半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）」を削除する。</p> <p>■「営もうとする第一種動物取扱業の種別ごと」「取り扱おうとする動物の種類ごと」両方の実務経験を有するものとする。</p>	<p>・常勤職員としての在籍期間が半年では、清掃、レジ、雑用などに従事していた可能性、アルバイト程度の実務スキルしか得られていない可能性があるため。</p> <p>・「実務経験と同等と認められる」などという判定基準が困難かつ曖昧な要件を盛り込めば問題が発生することは目に見えているため必ず削除してください。</p> <p>・せめて「営もうとする第一種動物取扱業の種別ごと」及び「取り扱おうとする動物の種類ごと」両方の実務経験を有するものとしなければ、殆どの業種、動物を取り扱えることになってしまうため。</p>	<p>67の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>84</p> <p>・業種別、動物種別の講習DVDなどを環境省が外注する等して効果的な内容の研修を一年に一回以上受けさせるようにしてください。</p> <p>・動物愛護法、施行規則、細目、告示、飼育改善指導が必要な例等の内容が記載されている文書（原文のまま）も配布し、目を通させるようにする。</p>	<p>・車の運転免許更新制度では、無事故無違反である、運転には自信があるといった理由から講習を受けることを拒む者はおらず、事故を起こしやすいポイントを確認したり、交通事故の恐ろしさを注意喚起できるよい機会になっているため。</p>	<p>今後の運用に向けて参考にさせていただきます。</p>	<p>1</p>
<p>85</p> <p>施行規則素案の第9条（動物取扱業者の選任）に以下の項目を追加して下さい。 追加：他の第一種動物取扱業の登録事業所において、動物取扱責任者になっていない者</p>	<p>複数の事業所で同一人物が動物取扱責任者を兼任しても良いことになってしまいます。飼育施設と固定の事業所の責任者が、移動動物園などの遠方でのイベント等の責任者を兼任するの防いでください。</p>	<p>82の回答と同じ。</p>	<p>1</p>
<p>86</p> <p>第9条第1項ハのうち、「営もうとする第一種動物取扱業の種別に係る知識および技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること」について、国がカリキュラムの最低ラインを示し、全国一律で認定すべき。</p>	<p>法に定める「十分な技術的能力および専門的な知識」を担保するには、期間の指定のみでは不十分。内容についても一定の基準を設けるべき。</p> <p>また、現状では地域によって認定校が異なり、これから進学する者にとって大変不親切である。入学前から資格の取得が可能かどうか判断できるようにすべき。</p>	<p>国が統一的なカリキュラムを示すことは考えておりませんが、制度の運用に当たっては、一定の能力が確保されるよう留意してまいります。</p>	<p>1</p>

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数	
6. 特定動物の飼養及び保管の禁止の特例(法第 25 条の2関係)				
87	警察関連施設での一時保護も特例に追加する	飼われている個体が逸走したり所有者が遺棄するなどして所有者不明となった特定動物、無許可飼育が発覚し押収された特定動物が警察署その他警察関係施設で一時的に保管される場合があるため。	警察の責務として特定動物の飼養又は保管を行う場合についても、特例に設ける予定です。	1

意見の概要		主な意見の理由	意見に対する回答	件数
7. 特定動物の飼養又は保管の目的、許可の基準等(法第26条～第28条関係)				
88	許可の対象となる「環境省令で定める目的」について、「ただし、旧法上の特定動物の一代限りの飼養又は保管に限る。」と但し書きを追加してはいかがか。	将来的に特定動物の愛玩飼養を無くすため。	旧法上の特定動物を愛玩目的等で飼養・保管を行う者は、現に飼養・保管を行っている当該個体に限り継続的な飼養・保管が可能であるよう規定、運用することを考えています。	1
89	特定動物の許可の更新の規定を設けてはいかがか。	更新の規定のない現状であると、旧法の許可満了時点(改正法施行後)で改正法による新規で許可の取り直しとなり、その際は愛玩目的の継続飼養が許可出来なくなるため。	施行規則(現行第14条)において、特定動物の許可の有効期間が定められております。なお、許可の有効期間満了時についても、当該個体に限り継続的な飼養・保管が可能となる規定にいたします。	1
90	・動物園その他これに類する施設について、1)国または地方公共団体が設立した施設、及び2)博物館法に定める登録博物館及び博物館相当施設の指定を受けた動物園・水族館に対象を制限すべき。 ・「①動物園その他これに類する施設」について、基準を設けること。	・動物園その他これに類する施設について、動物園の法的な定義がないため、動物園の実態のないものがこれを自称して特定動物を飼養許可を受けおそれがあるため。 ・特定動物には寿命の長い動物も多く、被災や経済事情により飼養困難となるケースが心配される。最低限、相互に助け合える組織への加入が必要と考える。	規定上は「動物園その他これに類する施設における展示」とさせていただきますが、特定動物の飼養許可としては、動物園として実態のない形態での飼養許可は認めない方向で考えておりますので、頂いた御意見は運用の際の参考にさせていただきます。	1
91	特定動物の飼養許可申請には施設の第一種動物取扱業の登録を必須とすべき。なお、公営で無料の動物園・水族館等、その動物の観覧に料金を必要としない登録博物館及び博物館相当施設に限り、緩和措置として第2種動物取扱業の届出でも可とすべき。	特定動物の愛玩目的以外の飼養施設は、公営で無料の動物園での展示業等を除いてはいずれも第一種動物取扱業の登録を受ける施設に相当すると考えられるため。	頂いた御意見は運用の際の参考にさせていただきます。	1
92	食品又は飲料の製造以外にも、化製品としての使用を認めるべきである。	単に「生業の維持」とした場合、新たに同事業に参入することができなくなってしまうところ、憲法上保証された職業選択の自由をそこまで制約する合理的理由に乏しい。食品産業と区別すべきではない。	環境省令で定める目的は限定的であるべきであり、現に実態として必要な目的のみ規定する考えであります。御指摘の化製品としての使用については、現時点で実態として困るとの声は上がって来ておりませんので、環境省原案のとおりとさせていただきます。	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>93</p> <p>・現行を以下のように改正すべきである。</p> <p>第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、三年とする。</p> <p>・法第26条第1項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、二年以内とする。</p>	<p>・自治体職員による立入が5年に1回となっているが、間隔が長く、施設の老朽化や、管理体制の変化(人員の増減等)、増減届未提出者に関する頭数の実態把握等ができていない実態がある。5年を上限とする現行から、一律3年に改めるべき。</p> <p>・5年では間隔があき過ぎています。動物の状態も把握するべきであり、また、所有者の状態の把握も、近隣の住民の安全のためにも必要です。</p>	<p>現行規則においても、「5年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする」とされており、自治体の裁量によって、3年と設定することも可能です。一律に規定するのではなく、自治体の事情に応じて、期間を設定することが適切と考えます。</p>	1
<p>94</p> <p>現行を以下のように改正すべきである。</p> <p>第十五条 4 (中略) 三 特定動物の管理責任者の氏名、緊急連絡先、特定動物の取扱い経験に関する情報</p>	<p>・ 特定動物を安全に扱うには、その動物種のもつ危険性を理解するだけでなく、生理生態、習性などに広く精通している必要があり、本来、「取扱責任者」に対して一定の飼育経験を必須条件として求めるべき。</p> <p>・ 愛玩飼育が禁止となり、業の実態がない者が第一種動物取扱業の登録を行うといった事態も想定されるため、最低限、飼育を経験した場所と、動物の種類、飼育経験期間等の情報を、許可の際に判断材料として提出させるようにすべき。</p> <p>・ その際、例えば週1回のボランティアと常勤職員では修練度に違いがあるため、申請にあたっての記載事項としては、勤務時間数を算定させるなど、具体的な熟練度がわかる情報を求めるよう自治体に示すべき。</p> <p>・ また、営業時間外に特定動物の逸走が発覚した場合等のために、管理責任者の携帯番号等の緊急連絡先を把握しておく必要がある。</p>	<p>現行施行規則の様式第14の「6 その他」(2)管理責任者の欄に電話番号を記入する箇所が既にあります。また、取扱い経験に関する情報については、許可基準と直接関係がないため、記載させることは考えておりません。</p>	1
<p>95</p> <p>「これに類する施設」は具体的にどのような施設を想定しているか明記すべきである。</p>	<p>自宅で展示したいとの申し出があった場合に、自宅も当該施設として該当してしまうのであれば、愛玩飼養禁止の抜け道になりかねない。</p>	<p>環境省令で定める目的は限定的であるべきであり、拡大的な解釈は予定しておりませんが、実務上、解釈に困る事態が生じたら、必要な助言等を行ってまいります。</p>	1
<p>96</p> <p>飼養目的に関する説明資料について、求める説明項目や判断基準等を示すべきである。</p>	<p>配布予定のない、自作のパンフレットのような簡易なものが説明資料として認められるのであれば、愛玩飼養禁止の抜け道になりかねない。</p>	<p>飼養目的の説明資料については厳格に運用できるよう努めてまいりたいと思います。</p>	1

意見の概要	主な意見の理由	意見に対する回答	件数
<p>97</p> <p>(1)③の生業の維持について、「特定動物の飼養禁止の前から当該種に関連する特定の業かつ活動を継続させている場合」といったような具体的な表現にするべきである。</p> <p>販売目的で旧法上の特定動物の飼養許可を得ている販売業者であっても、旧法上の許可を得ていない種類の特定動物については、販売目的での新たな飼養又は保管の許可を得ることはできない制度にすることに賛同する。</p>	<p>自治体間で解釈に差が出ないようにする必要がある。</p>	<p>御指摘の点は「生業の維持」の規定振りで解釈できる内容ですので、環境省原案のとおりとさせていただきますが、運用の際に参考にさせていただきます。</p>	<p>1</p>
<p>98</p> <p>国内全体で同一の規制であるため、改正法施行後の無許可飼養を防ぐために、国が主体となり周知を行うべきである。</p>	<p>交雑種については、改正法施行後は許可が必要な交雑種の愛玩目的での飼養又は保管の許可を得ることができなくなる。</p> <p>現在交雑種を飼育している飼い主に対する規制の強化であるが、継続的な愛玩飼養のための申請期間が非常に短くなっている。</p> <p>改正法施行後は愛玩用での飼養ができない、6月までに許可申請しなければ事実上継続飼養ができなくなる。</p>	<p>運用の際に普及・啓発に努めてまいります。</p>	<p>1</p>
<p>99</p> <p>■「①動物園その他これに類する施設における展示」について</p> <p>下記の目的に限定することを明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希少種保全等の公益目的 (一定の基準を満たす動植物園等、博物館相当施設の動植物園等) ・保護目的 (警察の要請を受けて特定動物の健康と安全の保持等の目的のために飼養保管している動植物園等、終生飼育できなくなった特定動物を保護している非営利団体や個人など) <p>■「③生業の維持」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「止むを得ない事情がある場合の生業の維持」等に修正する。 ・特定動物の移動展示利用、ふれあい利用は生業として認めないようにする。 	<p>事業をやめたり見直すことが望ましいニュアンスを伝える必要があるため。</p> <p>幼齢ライオンやトラなどを出張展示に利用することを生業として認めるべきではないため。</p>	<p>「動物園その他これに類する施設における展示」は、法律の文言をそのまま規定する必要があるので原案のとおりとさせていただきますが、環境省令で定める目的は限定的であるべきとの考えのもと運用に努めてまいりますので、頂いた御意見は参考にさせていただきます。また、生業の維持は、憲法上の職業選択の自由などの観点から、やむを得ない事情によらず、認められるべきであると考えております。</p>	<p>1</p>